

防災情報等の提供について

水害・土砂災害から命を守るための備え
～要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

平成29年1月11日（水）小浜市総合福祉センター
平成29年1月12日（木）福井県生活学習館

国土交通省 近畿地方整備局
福井県 土木部 砂防防災課

あらかじめ、
幸せだったらいいな。



○ 水害・土砂災害への備え

～●●市からのお知らせです～

水害や土砂災害から命を守るために！ ～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

内閣府作成【社会福祉施設等の管理者向け】
避難促進用のパンフレット(ひな形)より
内閣府ホームページ掲載(一部加工)

ステップ ①
施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所*1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●市までお問い合わせください。(裏面)

※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

1. 施設の災害リスクの確認について

【水害】

- (1) 浸水実績図
- (2) 洪水浸水想定区域図
- (3) 洪水ハザードマップ

【土砂災害】

- (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (2) 土砂災害ハザードマップ

ステップ ②
●●市から発令される避難情報*2について確認しましょう。

避難準備・高齢者等避難開始 → 避難勧告 → 避難指示(緊急)

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合 → 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合 → 災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 市から発令される避難情報には、以下のものがあります*3。
- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください*4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。
※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

2. 防災情報と避難行動について

避難情報と各種防災情報

【水害】河川防災情報
【土砂災害】土砂災害情報

ステップ ③
もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。
- 例1: 大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。
- 例2: 外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

避難に係る事前の検討

- 3. 避難確保計画の作成
- 4. 各種情報の収集

【水害】河川情報の入手方法
【土砂災害】土砂災害情報の入手方法

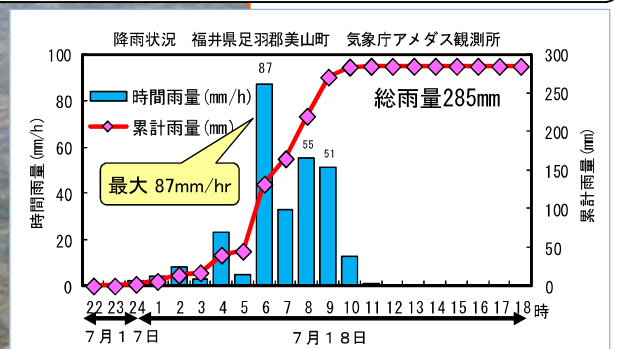
説明内容

- I 水害・土砂災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報の収集

福井県で発生した水害・土砂災害

○平成16年7月 福井豪雨

- ・梅雨前線の活発化による局地的豪雨
- ・最大時間雨量87mm/hr、総雨量285mm(美山)
- ・足羽川上流域を中心に県北東部で甚大な被害



平成16年7月福井豪雨浸水状況
(福井市街地上空より足羽川左岸を撮影)



破堤地点(福井市春日)の状況

【主な被害】

- 人的被害 : 死亡4名、行方不明1名、負傷19名
- 住宅被害 : 全壊57棟、半壊142棟、一部損壊212棟、床上浸水3,323棟、床下浸水10,334棟

福井県で発生した水害・土砂災害

○平成16年7月 福井豪雨



①JR橋流出(福井市(旧美山町)小和清水)



②道路流失(福井市(旧美山町)蔵作)



③道路流失(福井市(旧美山町)西河原)



④土石流(鯖江市上河内町)



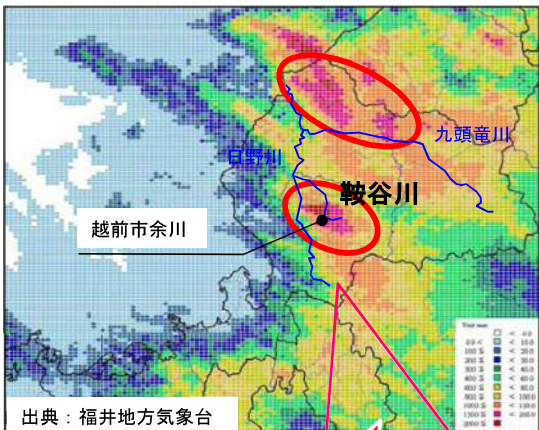
⑤土石流(越前市(旧今立町)市野々)



⑥土石流(池田町千代谷)

福井県で発生した水害・土砂災害

○平成24年7月 越前東部集中豪雨



越前市東部で
局地的に96mm/hr
に達する猛烈な雨
(平成24年7月20日)



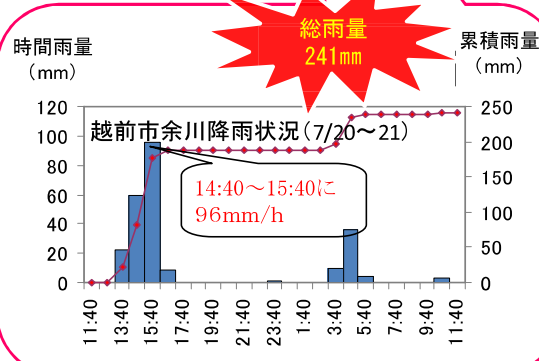
【鞍谷川沿いの浸水状況】



【岡本川】(鞍谷川の上流)



【鞍谷川の越水状況】



福井県で発生した水害・土砂災害

○平成25年9月 台風18号

- ・運用後初となる大雨特別警報発表
- ・24時間雨量384mm(小浜市)
- ・嶺南地域の広範囲で被害

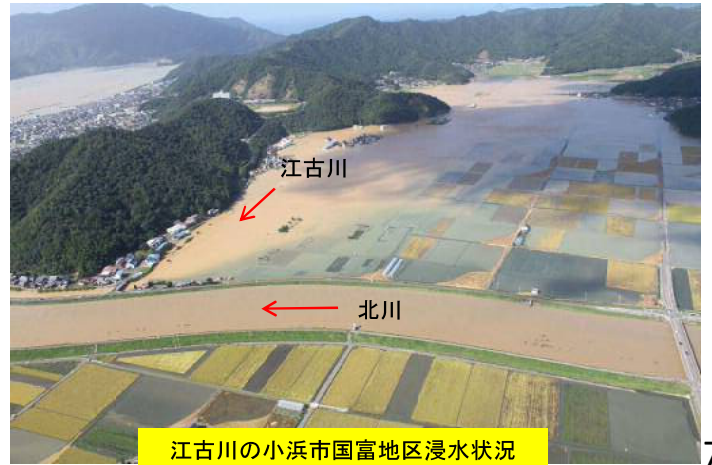
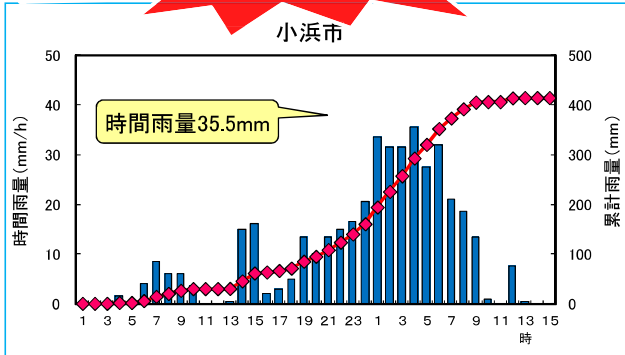


野木川破堤箇所



野木川破堤に伴う小浜市太良庄地区孤立状況

24時間雨量384mm



江古川のOhtsu市国富地区浸水状況

【主な被害】

- 人的被害 : 死亡1名
- 住宅被害 : 全壊5棟、半壊2棟、一部損壊13棟、床上浸水78棟、床下浸水320棟

福井県で発生した水害・土砂災害

○平成25年9月 台風18号



浸水状況 (三方五湖)



土石流 (美浜町丹生)



南川の橋梁流出 (小浜市中下井)



土石流 (小浜市忠野)

説明内容

I 水害・土砂災害の状況

II 施設の災害リスクの確認

III 防災情報と避難行動

IV 避難確保計画の作成

V 各種情報の収集

9

○ 施設の災害リスクの確認

施設の立地場所には、どのような危険があるか確認

1. 水害リスクに関するもの

(1) 浸水実績図

過去の主な災害時に浸水した範囲を表示

(2) 洪水浸水想定区域図

河川の氾濫により浸水が想定される区域および水深を示した図

(3) 洪水ハザードマップ

河川ごとの洪水浸水想定区域図をもとに、市町が避難場所などの各種情報を記載したもの



1. (2)水害ハザード情報 浸水想定区域の例

2. 土砂災害リスクに関するもの

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民や建物に大きな被害が生じるおそれがある区域

(2) 土砂災害ハザードマップ

市町が土砂災害警戒区域等や避難場所や避難経路を記載したもの



2. (1)土砂災害警戒区域等管理システム

10

1. 水害リスクの確認

(1) 過去の「浸水実績図」を確認する方法 【水害ハザード情報】

①福井県のホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/>



②福井県HPトップページの「災害・防災情報」をクリック



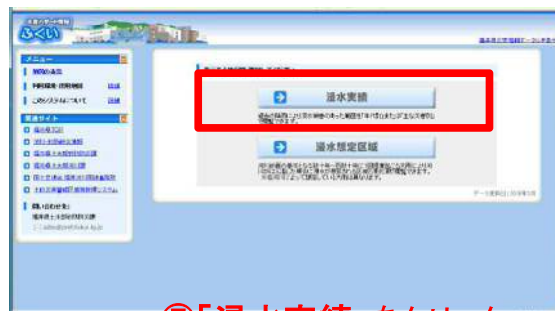
③「危機対策・防災情報ポータルサイト」の「福井県水害ハザード情報」をクリック

1. 水害リスクの確認

(1) 過去の「浸水実績図」を確認する方法 【水害ハザード情報】



④「次へ」をクリック



⑤「浸水実績」をクリック



⑥「市町」、「町・大字」を選択。
または、⑥「地図の地町をクリック



浸水のあった範囲を水色で着色
(注:「浸水実績データ」は、「水害統計書」の水害区域図などを基礎資料として編纂していますが、実際の浸水実績と異なることがあります。)

1. 水害リスクの確認

(1) 過去の「浸水実績図」を確認する方法 【水害ハザード情報】

⑧「浸水実績」
いつの浸水実績かを表示

⑨「浸水写真」がある場合には、
災害名、撮影場所を表示

⑦浸水実績(水色)の範囲でクリック
(クリックした位置に複数の情報がある時は、
画面の左側に「情報の一覧表示」が表示され、
表示したい情報をクリック)

項目名	内容
災害名	福井豪雨(平成16年7月18日)
撮影場所	福井市春日1丁目
浸水写真	113.jpg 

H16年 7月8日～21日(福井豪雨)
※矢印印地点の浸水履歴を表示しています。

情報の一覧表示
2件見つかりました。
3件の詳細

詳細を表示
詳細を表示

13

1. 水害リスクの確認

(2) 「洪水浸水想定区域図」を確認する方法

洪水浸水想定区域図とは

▶洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象とする河川が大雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水が想定される区域および水深を示した図

洪水浸水想定区域を公表している河川
(洪水予報河川+水位周知河川)



1. 水害リスクの確認

(2) 「洪水浸水想定区域図」を確認する方法 (その1) 【水害ハザード情報】

①福井県HPトップページ『災害・防災情報』
↓
②『危機対策・防災情報ポータルサイト』
↓
③福井県水害ハザード情報

④「次へ」をクリック

⑤「浸水想定区域」をクリック

⑥「市町」、「町・大字」を選択。
または、⑥「地図の地町をクリック

浸水した場合に想定される水深を色分けして表示。

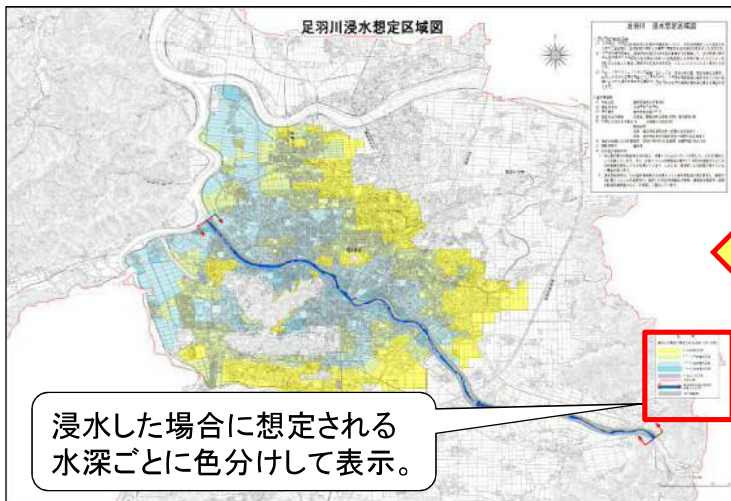
1. 水害リスクの確認

(2) 「洪水浸水想定区域図」を確認する方法 (その2)

福井県土木部砂防防災課のHPに「洪水浸水想定区域図」を掲載

(大きな図面で全体を確認したい場合には便利)

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/shinsuisoutei.html>



洪水浸水想定区域図の例【足羽川 下流】

福井県

洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図とは

洪水浸水想定区域図作成河川一覧

河川名	河川管理	作成年月日	区域図
丸瀬川	国土地院	平成19年3月15日	福井河川国土地院所 ホームページ (リンク)
竹田川	福井県	平成19年3月30日	PDFファイル 3.5MB
日野川	福井県	平成19年3月30日	PDFファイル 3.2MB
丸瀬川	国土地院	平成19年3月15日	福井河川国土地院所 ホームページ (リンク)
足羽川	福井県	平成19年3月30日	PDFファイル 349KB

洪水浸水想定区域図が作成されている河川一覧

県砂防防災課のホームページ

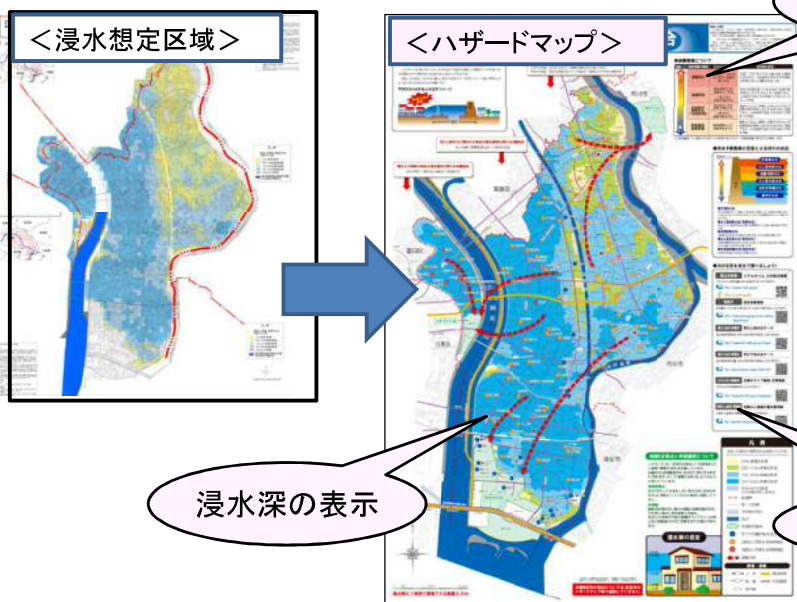
1. 水害リスクの確認

(3) 「洪水ハザードマップ」を確認する方法

洪水ハザードマップとは

➤ 洪水ハザードマップは、国と県が管理河川ごとに作成した洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項等を記載したものです。

○(例)江戸川区の洪水ハザードマップ



避難場所の表示

洪水ハザードマップは、市町村が作成し、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域 (H28.4より追加)

等について記載し公表

浸水深の表示

行政機関の連絡先等

1. 水害リスクの確認

(3) 「洪水ハザードマップ」を確認する方法

早期の立退き避難が必要な区域 (H28.4より追加)

➤ 生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



1. 水害リスクの確認

(3) 「洪水ハザードマップ」を確認する方法

- 市役所、町役場のホームページから『洪水ハザードマップ』で検索

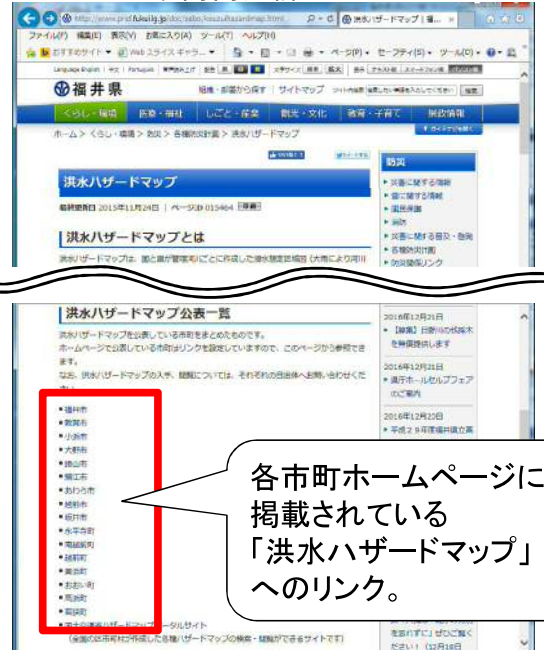
洪水ハザードマップ

検索

洪水ハザードマップの例【小浜市】



砂防防災課のHP



各市町ホームページに掲載されている「洪水ハザードマップ」へのリンク。

- 福井県砂防防災課HPからも各市町の「洪水ハザードマップ」へリンク

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/kouzuihazardmap.html>

2. 土砂災害リスクの確認

土砂災害の種類について

[土砂災害]

- ①背後等に急傾斜地(がけ)があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ②土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

がけ崩れ



土石流



地すべり



広島県提供



<国交省より引用一部加工>

2. 土砂災害リスクの確認

土砂災害の恐れのある場所について【土砂災害警戒区域等の指定】

●土砂災害が起きそうな場所を

イエロー と **レッド** に分けて

みなさんにお知らせしています！

急傾斜地の崩壊

土石流

地すべり



土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

●ハザードマップの配布【市町村等】

警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県銚田市）



住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）



土砂災害特別警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

●特定開発行為に対する許可制【都道府県】

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに 限って許可される。

●建築物の構造規制【都道府県または市町村】

居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

●建築物の移転等の勧告【都道府県】

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

特定開発行為に対する許可制 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告



<国交省より引用一部加工>

21

2. 土砂災害リスクの確認

(1) 「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【土砂災害警戒区域等管理システム】

①福井県HPトップページ

『災害・防災情報』



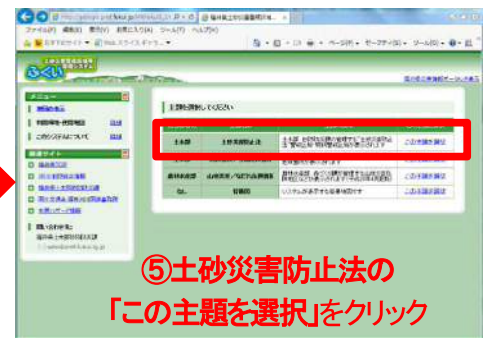
②『危機対策・防災情報ポータルサイト』



③『福井県土砂災害警戒区域管理システム』



④『同意してシステムを利用する』をクリック



⑤土砂災害防止法の「この主題を選択」をクリック



⑥『市町』、『町・大字』を選択。または、⑥『地図の地町をクリック』



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を表示

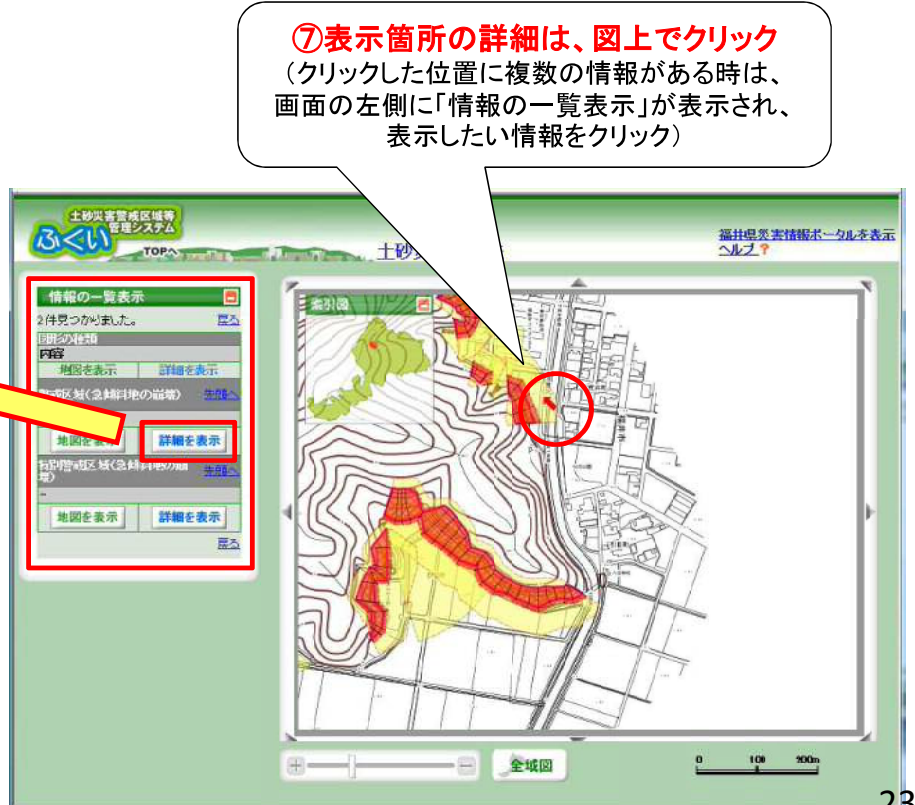
22

2. 土砂災害リスクの確認

(1) 「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【土砂災害警戒区域等管理システム】



⑧「警戒区域」等の詳細情報
(公示年月日、番号など)を表示



2. 土砂災害リスクの確認

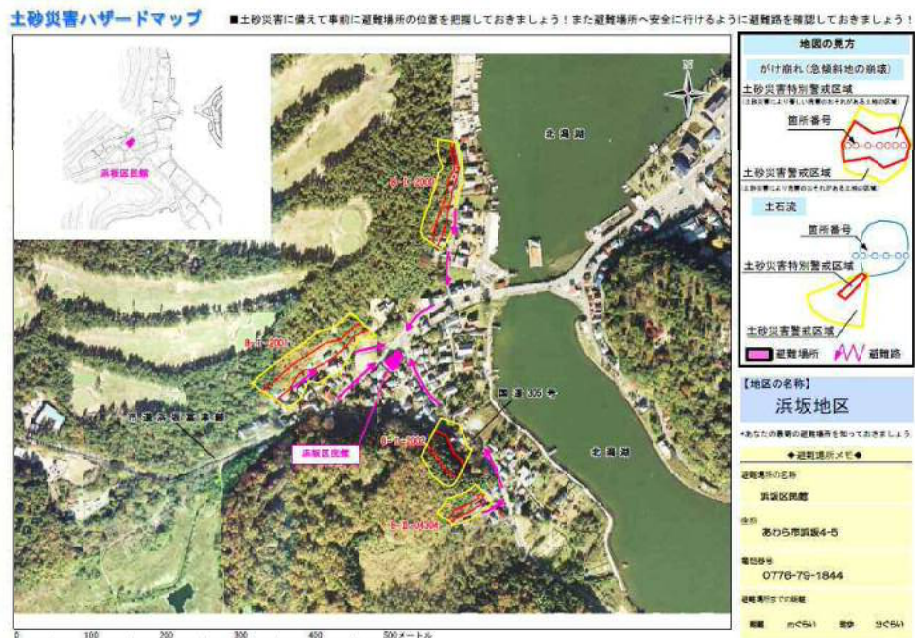
土砂災害のおそれのある場所を知る (ハザードマップ)

土砂災害ハザードマップとは

ハザードマップは、地域ごとに土砂災害が起きそうな危険な区域や避難場所が確認できます。



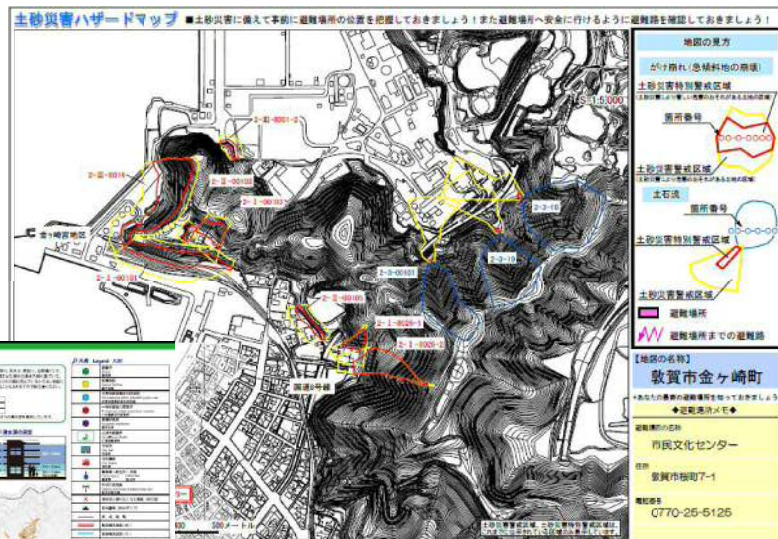
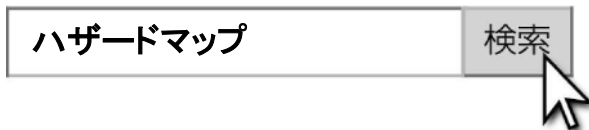
<国交省より引用一部加工>



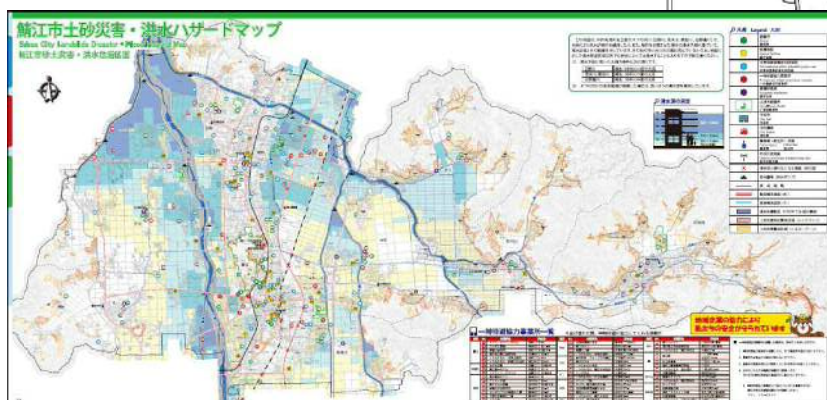
2. 土砂災害リスクの確認

(2) 「土砂災害ハザードマップ」を確認する方法

- 市役所、町役場のホームページから『ハザードマップ』で検索



土砂災害ハザードマップの例【敦賀市】



【鯖江市、「災害時サポートガイドブック」】

※補足
ハザードマップは、市町によっては洪水と土砂災害が併記されたものもあります

説明内容

- I 水害・土砂災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報の収集

○ 防災情報と避難行動

市町から発令される避難情報

「避難準備情報」の名称変更について（平成28年12月26日公表）

平成28年台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。

「避難準備情報」の名称については、本水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することといたしました。

(変更前)



(変更後)



内閣府HP「防災情報のページ」より

27

○ 防災情報と避難行動

市町から発令される避難情報

避難情報について

- ・ 避難情報には、以下のものがあります
- ・ **要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です**

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難準備・
高齢者等避難開始

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- 避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示
(緊急)

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※ 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

○ 防災情報と避難行動

市町から発令される避難情報

避難情報と求められる行動について(参考)

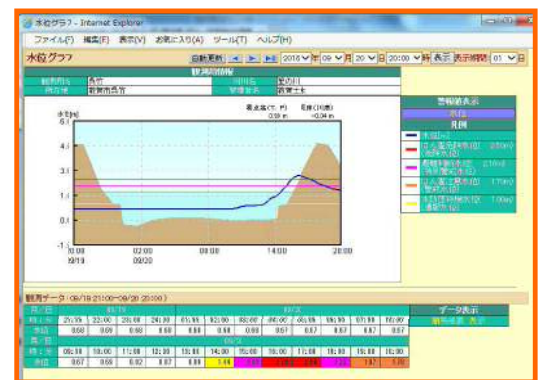
	立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より一部加工 29

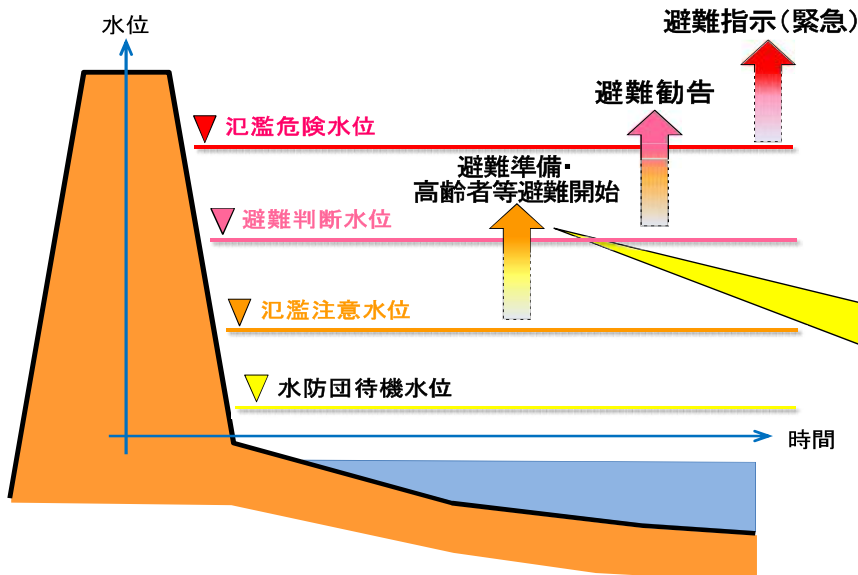
○ 防災情報と避難行動

河川水位の避難に関する情報

- ・ 主要な河川では、水位観測所で観測された水位を提供しています。
- ・ 基準となる水位観測所では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。
- ・ この水位をもとに、市町が避難勧告等を発令します。



「福井県 河川・砂防総合情報」



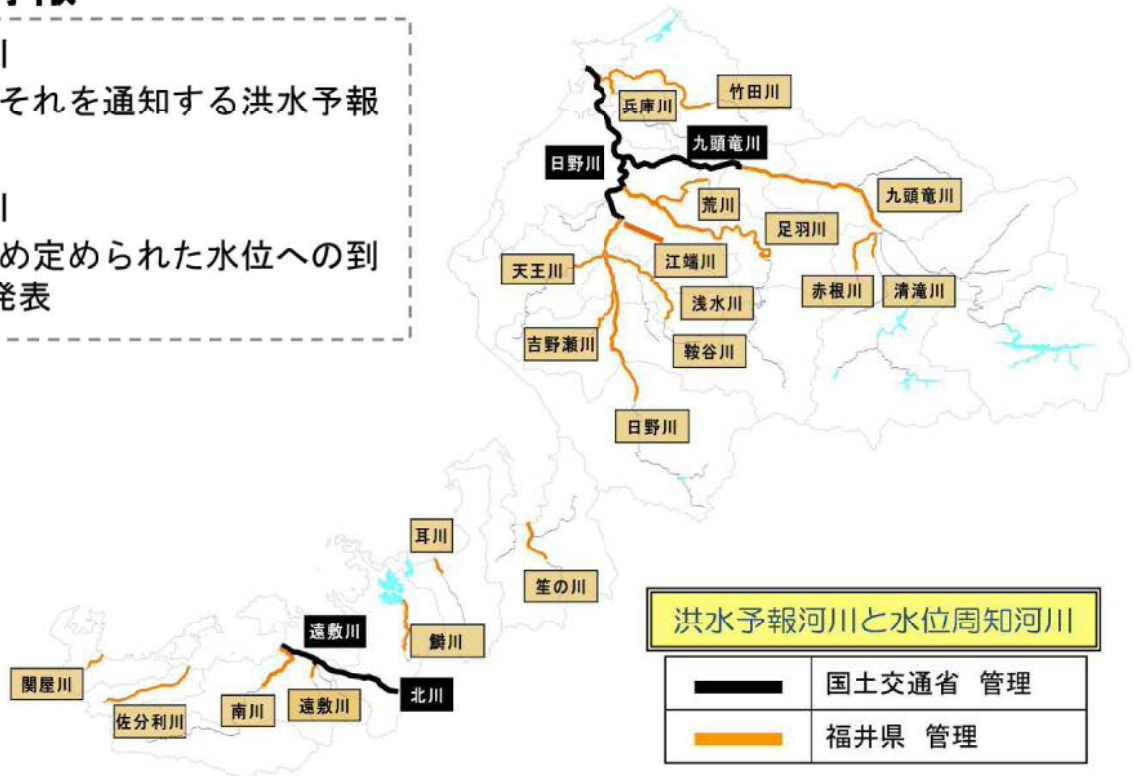
要配慮者利用施設では、
「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始

○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

河川防災情報

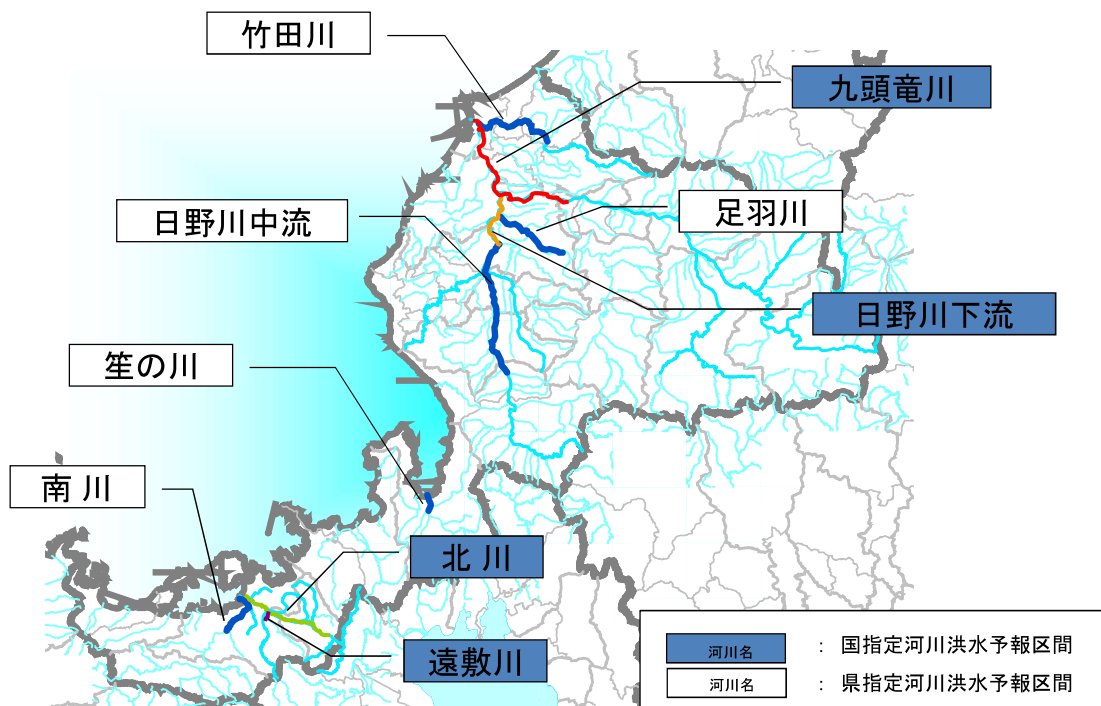
- 洪水予報河川
⇒ 洪水のおそれを通知する洪水予報を公表
- 水位周知河川
⇒ あらかじめ定められた水位への到達情報を公表



○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

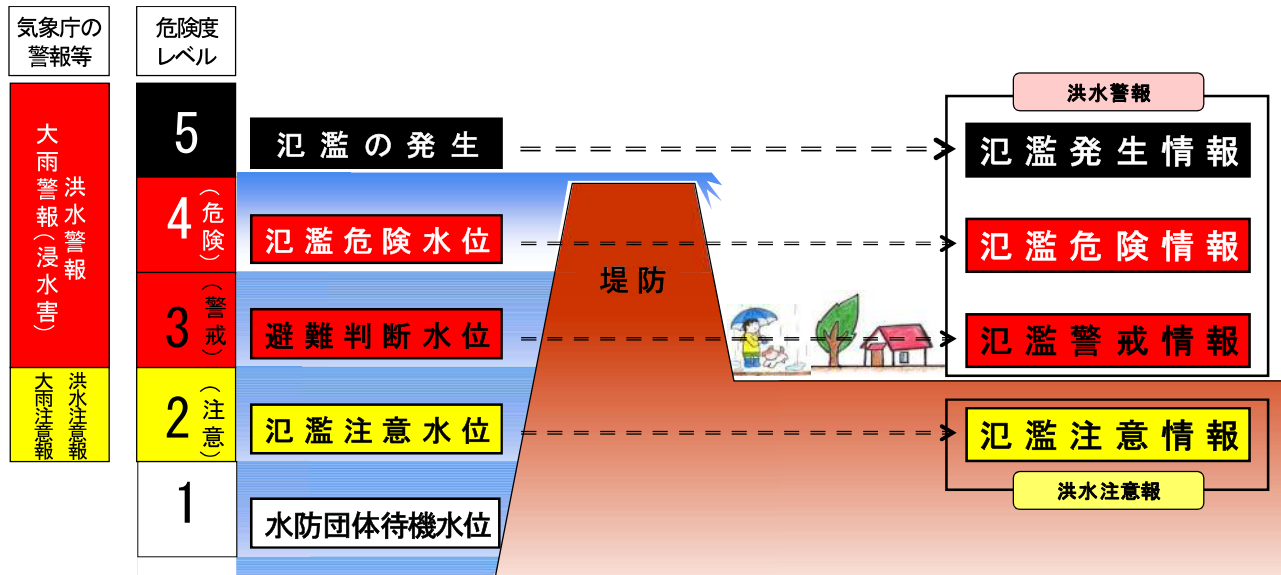
県内の洪水予報河川と予報区間



○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

洪水の危険度レベルと洪水予報の種類

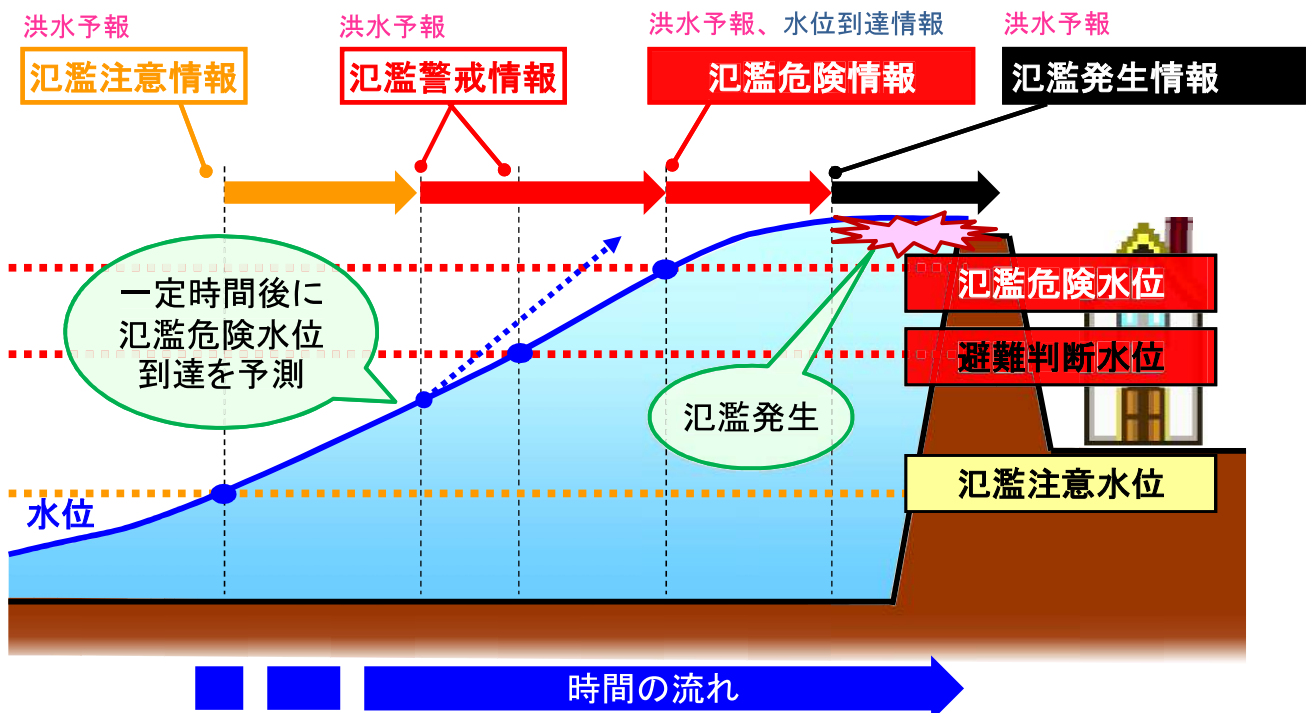


- 氾濫発生情報……氾濫が発生したとき。
- 氾濫危険情報……氾濫危険水位に達したとき。
- 氾濫警戒情報……基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
- 氾濫注意情報……基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

○ 防災情報と避難行動

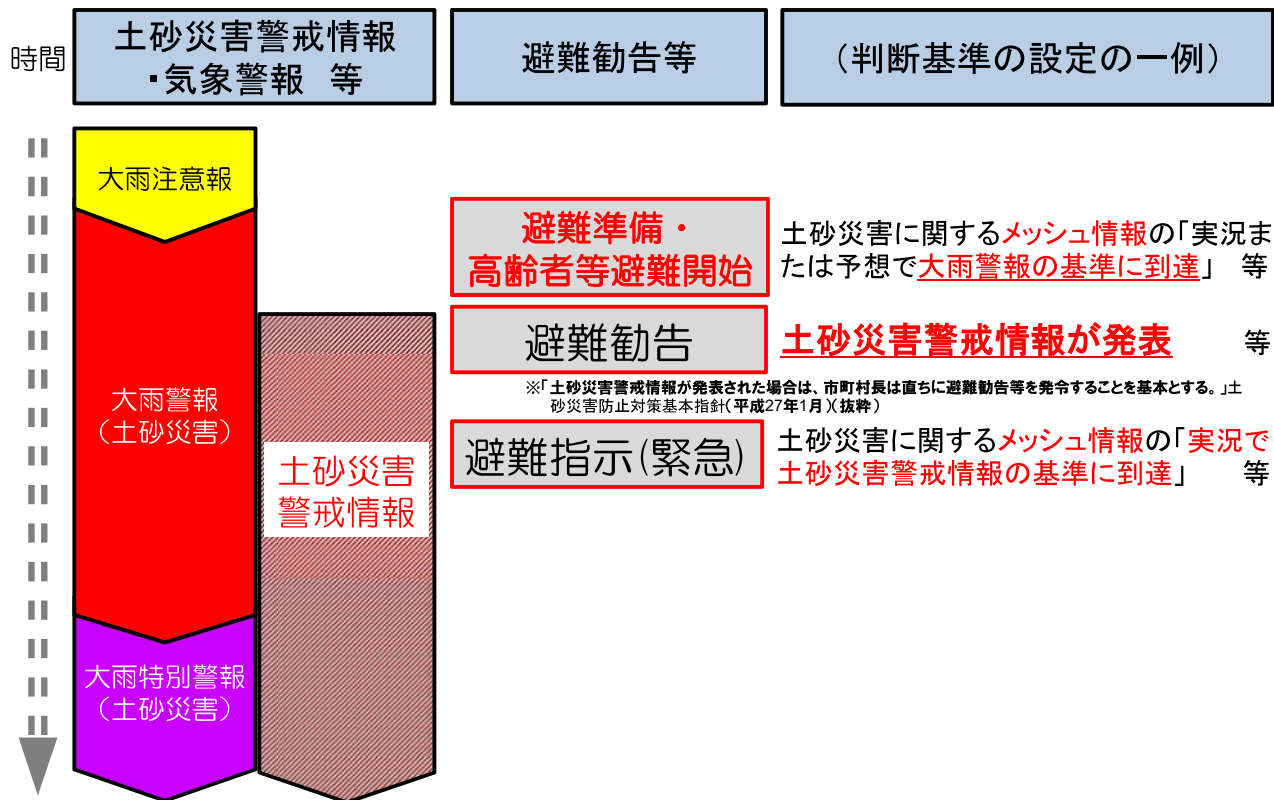
河川防災情報（洪水予報と水位周知）

洪水予報や水位到達情報の発表のタイミング



○ 防災情報と避難行動

気象警報等と避難勧告に関する情報



※避難勧告等の判断基準設定の一例は、内閣府 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月)を基に作成一部加工

○ 防災情報と避難行動

土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が警戒避難勧告等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。



土砂災害警戒情報の発表例



土砂災害警戒情報のテレビでの表示例

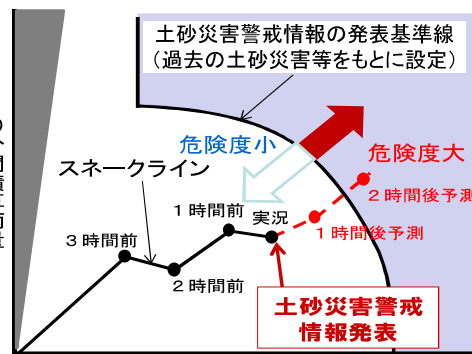
土砂災害警戒情報のしくみ

都道府県と気象庁は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定。

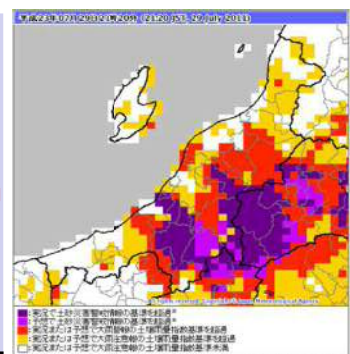
設定に当たって、土砂災害は、地中にたくさん雨が貯まったところに強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されている。

気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3時間後に発表基準線を超えると予想される場合に、土砂災害警戒情報を発表。

(60分間積算雨量
短期降雨指標)



土砂災害警戒情報の発表基準



土砂災害警戒判定メッシュ情報

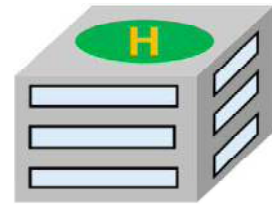
○ 防災情報と避難行動

外出の危険度に応じた避難場所について

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に大夫することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

- ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



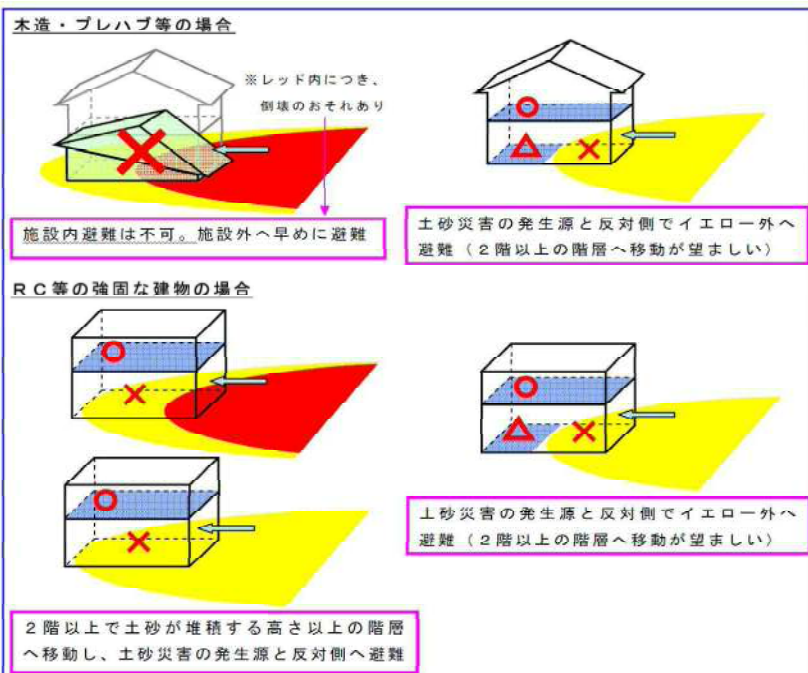
総合的な土砂災害対策の推進について(報告)参考資料(中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ:平成27年6月)
URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html>

※洪水ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」(H28.4より追加)では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所に確実に立退く必要があります。

○ 防災情報と避難行動

緊急やむを得ない場合の避難方法【土砂災害】

●避難路で土砂災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な「緊急やむを得ない場合」は最低限のリスク回避として施設内での避難となることもあります。下図を参考に施設毎の特性に応じた避難場所を判断しましょう。施設の構造によっては、施設内避難が不可能の場合もありますので早めの避難を心がけましょう



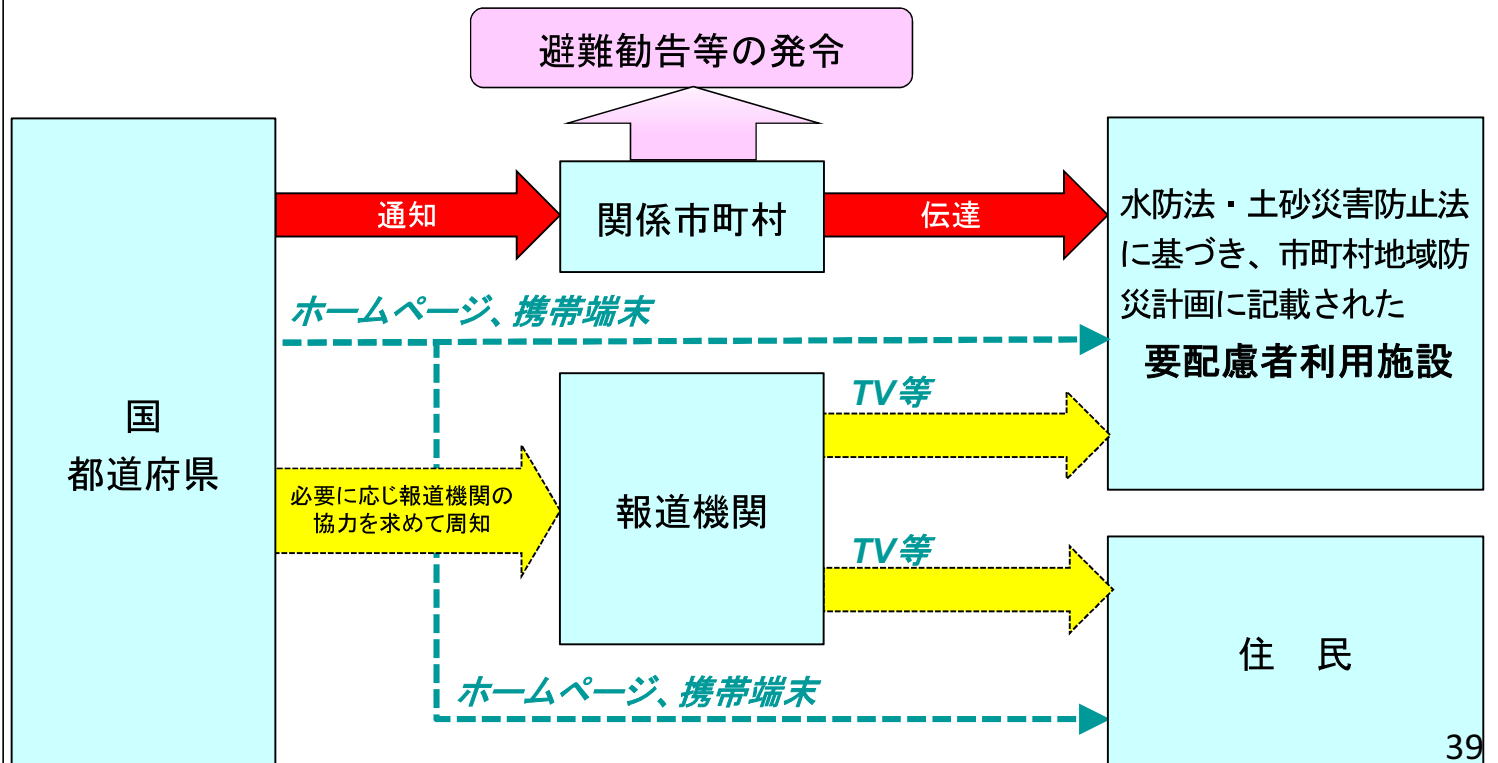
【RC等】
鉄筋コンクリート (RC)
鉄骨鉄筋コンクリート (SRC)構造

【土砂災害の発生源】
がけや谷出口

○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位到達情報）・土砂災害情報（土砂災害警戒情報）

洪水予報や水位到達、土砂災害警戒情報の伝達



説明内容

- I 水害・土砂災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成**
- V 各種情報の収集

○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

避難確保計画とは

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

《防災体制の記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難

41

○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

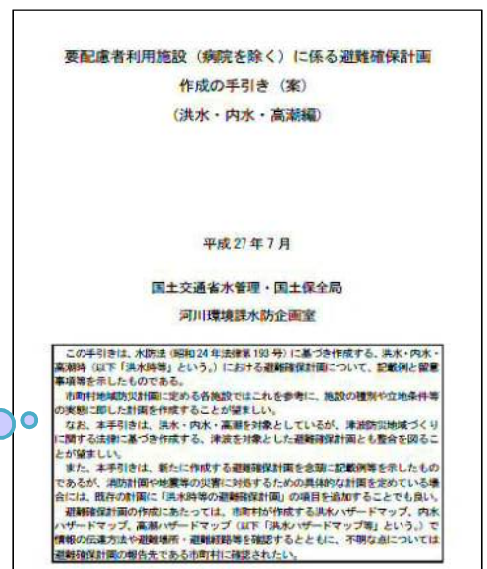
避難確保計画作成の手引き

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、[避難確保計画作成の手引きをホームページで提供](#)しています

避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
 - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

◆ 非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。



○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

避難確保計画の水防法上の位置付け

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**
・**避難確保計画の作成**
・訓練の実施
・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**
・**避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

43

○ 避難に係る事前の検討

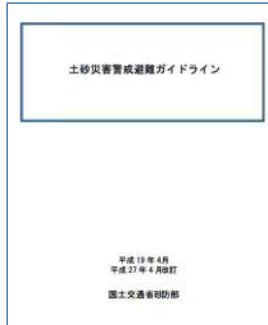
避難確保計画の作成（土砂災害）

土砂災害警戒避難ガイドライン

国土交通省では、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難の体制づくりの手引きとするため、**土砂災害警戒避難ガイドラインをホームページで提供**しています

ガイドラインのポイント

- 土砂災害の危険性の周知
- 情報の収集
- 情報の伝達
- 避難勧告等の発令・解除
- 安全な避難場所・避難経路の確保
- 二次災害防止
- 要配慮者への支援
- 防災意識の向上



土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

- 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- 施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- 避難誘導に関する責任者の明確化
- これらの計画を避難経路図等にわかりやすくまとめる

土砂災害警戒避難ガイドライン(国土交通省砂防部:平成27年4月改訂)
URL: http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html

土砂災害避難マニュアル作成の手引き

福井県では、土砂災害に対する避難計画を進めるため、規定すべき事項や避難の考え方を整理した、「土砂災害避難マニュアル作成の手引き」を策定しています

「土砂災害避難マニュアル」作成の手引き

(要配慮者利用施設用)

具体的な作成方法について

福井県
「土砂災害避難マニュアル」作成の手引き
土砂災害避難マニュアル(ひな形)
を参考としてください

平成28年12月
Ver. 2

URL: <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebiki.html>

44

土砂災害避難マニュアル手引きの構成について

平常時の対策と災害時の対応(行動手順)に分類



土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう①

ひな形

(施設名) 土砂災害避難マニュアル

・青枠および赤字の箇所は、各施設において検閲の上、記入してください。
 青枠・・・施設で定める箇所(作成の手引きを参考に)
 赤字・・・施設名や所在市町名または市町と相談して定める箇所
 ・その他の箇所も施設の特性に合わせて、適宜修正を行なって下さい。
 ・マニュアル中の図表はすべて別紙とし、巻末等へ集約しても構いません。

目的

このマニュアルは、[施設名] 近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、[施設名] に勤務する職員及び居住又は出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

施設管理者の責務

施設管理者は、[施設名] における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、〇〇市町の配信する防災情報 E メールを受信登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

利用者等の責務

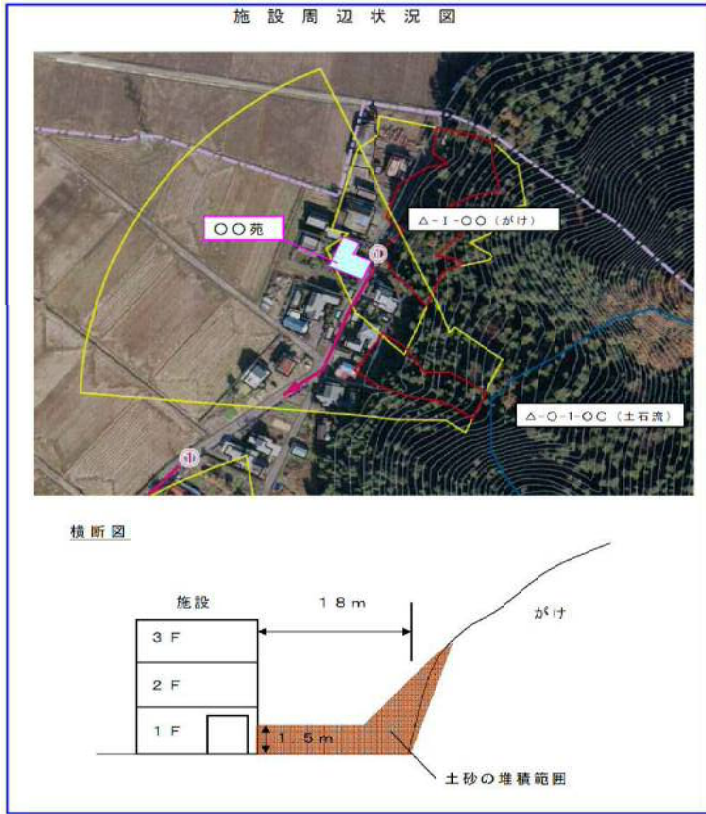
利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう②

1 立地条件と災害予測

1-1 想定される土砂災害の把握

[施設名] 近隣で土砂災害発生のおそれがある箇所および被害のおそれのある区域を下記に示す。



2 情報の収集

土砂災害に関する主な情報の入手方法を下記に示す。

情報名	主な入手方法	備考	
2-1 「気象情報」の確認	天気予報	インターネット、テレビ、ラジオ	気象庁IP
	注意報・警報	インターネット、テレビ、ラジオ	気象庁IP
	雨雲の様子	インターネット、テレビ	気象庁IP
	台風情報	インターネット、テレビ、ラジオ	気象庁IP
	土砂災害警戒判定メッシュ情報	インターネット	気象庁IP
2-2 雨量・水位の確認	雨量情報	インターネット	県河川砂防総合情報システム
	河川水位情報	インターネット	県河川砂防総合情報システム
2-3 ※	土砂災害警戒情報	市町から○○による伝達	
	土砂災害補足情報	インターネット	県河川砂防総合情報システム
2-4 「避難に関する情報」の確認	避難準備・高齢者等避難開始	市町から○○による伝達	
	避難勧告	市町から○○による伝達	
	避難指示(緊急)	市町から○○による伝達	

※ 2-3「土砂災害の危険度に関する情報」の確認

2-5 「前兆現象」の確認

土砂災害の前兆現象を下記に示す。

土砂災害の種類	現象	確認
がけ崩れ	がけからの水が濁る	
	がけの斜面に亀裂が入る	
	小石がぼらぼら落ちてくる	
	がけから異常な音がする	
土石流	山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる	
	雨が降り続けているのに川の水位が下がる(鉄砲水の前兆)	
	川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる	
地すべり	異常な匂い(土の腐った匂い、きな臭い匂い等)	
	地面からひび割れができる	
	沢や井戸の水が濁る	
	斜面から水が吹き出す	
	電柱や塀が傾く	

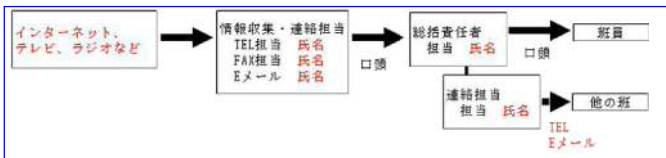
※ 前兆現象を確認するために、がけ等に近づくことは危険であるので、施設内から確認できる範囲で把握すること。

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう③

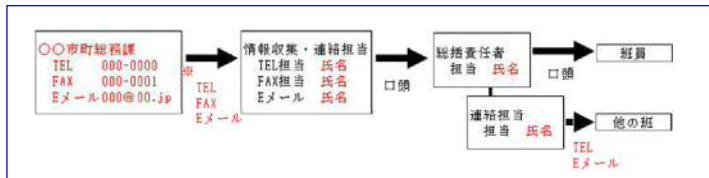
2-6 各防災情報を入手した場合の対応

各情報を入手した際は、下記の方法により、正確かつ迅速に対応すること。

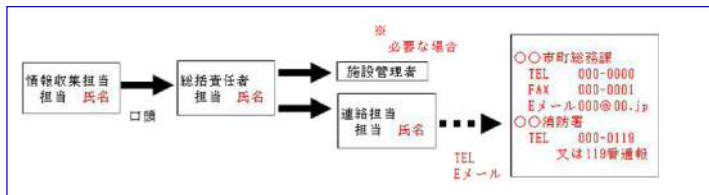
①メディア等からの情報(天気予報、注意報・警報、雨雲の様子 他)



②市町からの情報(避難準備・高齢者等避難開始・土砂災害警戒情報・避難勧告・避難指示(緊急) 他)



③施設から市町及び消防等へ発信する情報(前兆現象・被害情報 他)



※ 災害発生、危険な兆候を察知した場合は119番通報

<通報例>

- ①どこで・「△△苑」住所は、○○市○○町1-1 Ⅱは、000-0000です。
- ②なにが、どうなった・・北側のがけが少しずつ崩れてきました。
- ③今の対応は・・入所者を2階以上の南側に避難誘導しています。

3 防災体制

3-1 職員の招集・参集基準

下記の各体制の招集・参集基準に達した場合は、速やかに参集すること。

体制	災害関連情報
体制① (注意体制)	大雨・洪水注意報が発表されたとき
体制② (警戒体制)	大雨・洪水警報が発表されたとき 暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき
体制③ (特別警戒体制)	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき 台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき 特別警報が発表されたとき

3-2 防災体制毎の役割分担

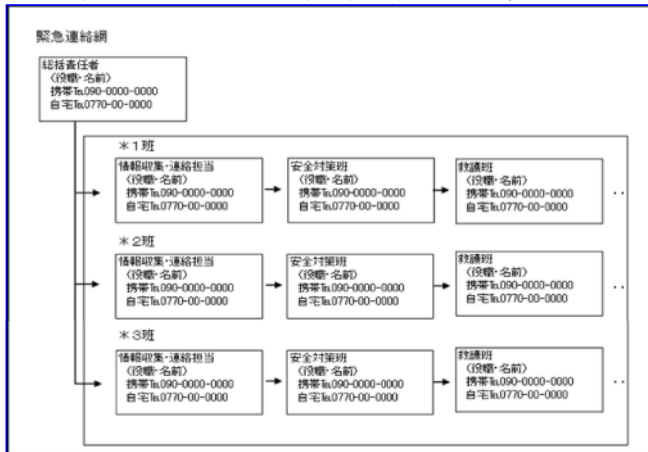
防災体制	出動体制
体制①	情報収集・連絡班1名 計1名
体制②	総括責任者1名、情報収集・連絡班1名、安全対策班1名 計3名
体制③	総括責任者1名、情報収集・連絡班2名、救護班2名、安全対策班2名、物資班2名 計9名

役割分担表	担当	業務内容	担当者
総括責任者	〇〇〇〇	総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮)か全脱	班長=〇〇〇〇 代行者①=〇〇〇〇 代行者②=〇〇〇〇
情報収集・連絡担当	〇〇〇〇	気象・災害の情報収集 班員への連絡、職員・職員家族の安否確認 関係機関との連絡、調整 利用者家族への連絡 危険な住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 避難状況のとりまとめ	班長=〇〇〇〇 代理①=〇〇〇〇 代理②=〇〇〇〇
救護班	〇〇〇〇	負傷者の救出 負傷者への応急処置 負傷者の病院移送	リーダー=〇〇〇〇 サブリーダー=〇〇〇〇 班員=〇〇〇〇
安全対策班	〇〇〇〇	利用者の安全確認 施設、設備の被害状況確認 利用者への状況説明 利用者の避難誘導 利用者の避難への引き渡し 火の元の確認、初期消火	リーダー=〇〇〇〇 サブリーダー=〇〇〇〇 班員=〇〇〇〇
物資班	〇〇〇〇	食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 備蓄品の補給(販売店への発注)	リーダー=〇〇〇〇 サブリーダー=〇〇〇〇 班員=〇〇〇〇

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう④

3-3 職員の連絡体制

下記の緊急連絡網に従い、必要な職員の招集・参集を行なうこと。



3-4 施設利用者状況の把握

日常的に利用者の状況の把握を行ない、情報を一覧表にまとめておくこと。

グループ	氏名	生年月日	性別	業	連絡先(住所)	氏名	電話	自宅	連絡先(住所)	氏名	電話	自宅
グループ												
グループ												

4 休業や避難方法の判断基準

4-1 施設の休業判断

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まる事が予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

臨時休業の判断基準

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

4-2 避難の判断

① 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、土砂災害の前兆現象を確認した際には、**市町**からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

② 市町や、インターネット、ラジオ、テレビ等からの情報に基づく判断

- ① 避難準備・高齢者等避難開始：避難開始
- ② 避難勧告：避難
- ③ 避難指示 (緊急)：直ちに避難

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう⑤

5 避難

5-1 避難方法

事前に定めた方法により、出来るだけ早い時期に施設外へ避難する。

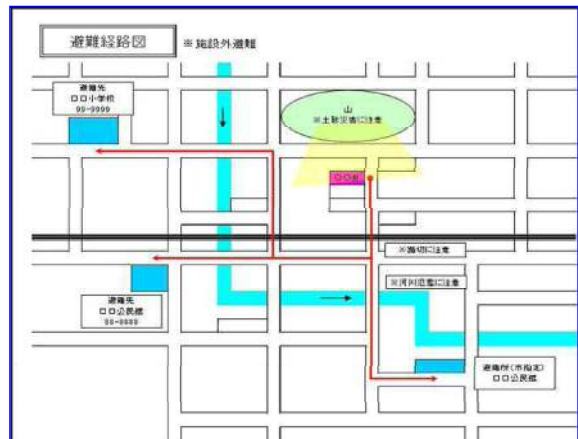
①入所者の特性によるグルーピング

②避難パターンやグルーピングを考慮した避難誘導

移送手段は施設保有の車両、患者搬送車及び介護タクシーを活用する。

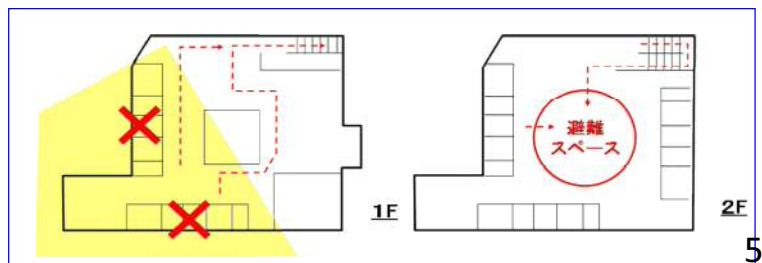
避難所への避難経路は、下記のとおりとする。

(施設外避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)



施設内避難

避難路で土砂災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な「緊急やむを得ない場合」は最低限のリスク回避として、施設内での避難とする。(施設内の図面にあらかじめ避難路・避難スペースを記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)



土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう⑥

5-2 防災関係機関等への連絡

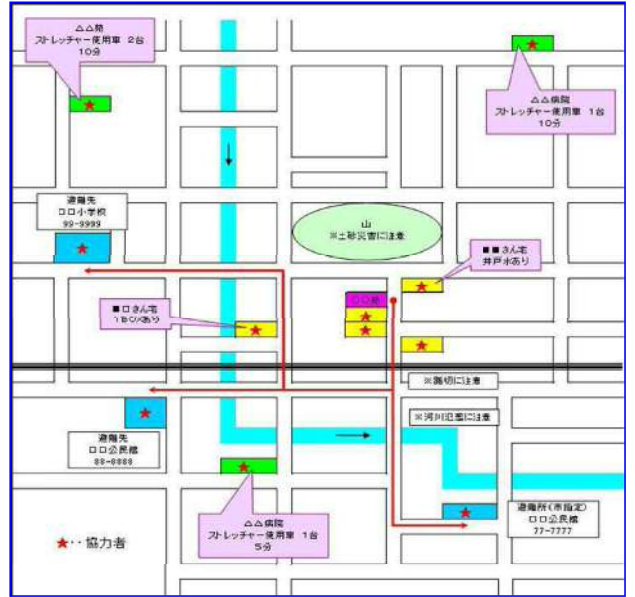
緊急連絡先一覧表					
連絡先	電話	(夜間)	FAX	担当者氏名	連絡するとき
消防・救急	119	-	-	-	-
警察	110	-	-	-	-
〇〇市防災担当課					
〇〇市福祉担当課					
〇〇市消防本部					
〇〇出張所(消防)					
〇〇警察署					
〇〇支署					
〇〇病院					
北陸電力					
〇〇市ガス局					
〇〇市水道局					
NTT西日本					
〇〇苑					
協力施設					
〇〇小学校					
〇〇病院					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
地域の協力者					

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲出すること

5-3 地域住民等への協力

〇〇町内会（または近隣施設）との災害時協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

なお、災害時協定を締結している施設近隣地域に避難勧告等が発令されている場合は避難対象区域内の住民の避難場所として開放する。



5-4 家族への連絡

定められた連絡方法により、利用者の家族および関係者への連絡をおこなうこと。

5-5 健康ケアとメンタル対策

利用者の健康状態や精神状態を継続的に確認し、必要な対応を行なうこと。

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう⑦

5-6 食料等備蓄品

日頃から災害時に必要な食料などを備蓄し、定期的に確認を行うこと。

備蓄品や災害時必要品一覧

区分	品名
食料品等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸など
医療品等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、トランシーバー、メガホン、携帯電話など
生活用品等	懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石けん、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、簡易トイレ、紙おむつ、女性用品など
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
安全用品等	ヘルメット、防災ずきんなど
作業機材等	かまづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシなど
医療施設用	緊急用簡易ベッド、緊急用医療機器、医薬品、医療用具など

6 点検

6-1 施設周辺の定期的な点検

施設管理者は、定期的に施設周辺を点検し、降雨時のがけの異常等を把握する。

箇所	これまで の状況	確認状況					
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1 本館棟裏山	/	/	/	/	/	/	/
2 裏棟前の水廻り	/	/	/	/	/	/	/
3 ...	/	/	/	/	/	/	/
4 ...	/	/	/	/	/	/	/
5 ...	/	/	/	/	/	/	/

6-2 施設、設備の定期的な点検

施設管理者は、災害時に損壊や転倒等を防止するよう努める。

箇所	確認項目	点検者	
		点検日	点検者
事務室	落下式照明器具の落下防止		
	窓ガラス等の飛散防止		
	書棚、ダンス、ロッカー、机などの転倒防止		
食堂	落下式照明器具の落下防止		
	窓ガラス等の飛散防止		
	避難経路の安全確保		
1階 調理場	ガス調理管轄		
	火気設備周辺の引火防止		
	機、戸棚からの落下防止		
脱衣所	窓ガラス等の飛散防止		
	機、戸棚からの落下防止		
	ポイラー室		
2階	落下式照明器具の落下防止		
	窓ガラス等の飛散防止		
	避難経路の安全確保		

設備	確認日	状況	対応	確認状況			
				確認日	状況	対応	確認日
1 貯水槽	/	/	/	/	/	/	/
2 自家発電装置	/	/	/	/	/	/	/
3 発電機	/	/	/	/	/	/	/
4 換気扇	/	/	/	/	/	/	/
5 ...	/	/	/	/	/	/	/

土砂災害避難マニュアル(ひな形)を見てみよう⑧

7 教育・訓練

7-1 職員への防災教育

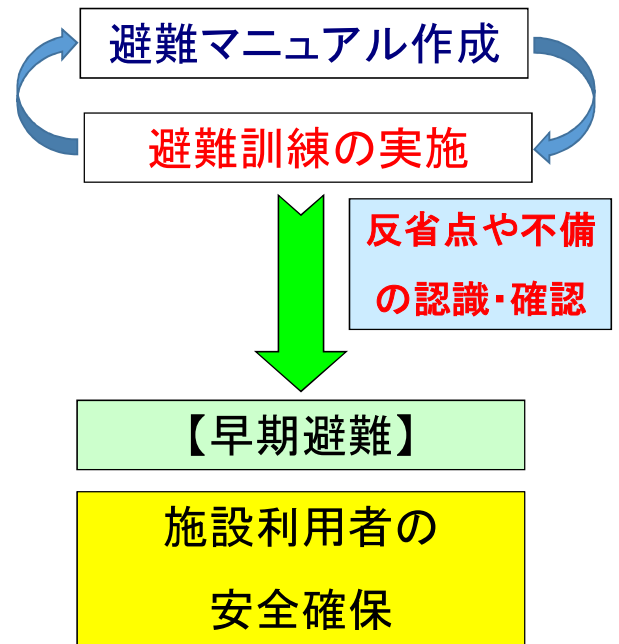
施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

7-2 防災訓練の実施

訓練は、防災教育と一連で実施することが望ましいことから、教育時期に合わせて実施する。

訓練用災害時行動手順チェックシート

◎警報発表	結果・気づき
<input type="checkbox"/> 情報収集	
<input type="checkbox"/> 施設周辺の点検	
<input type="checkbox"/> 職員の招集・参集(入所・入院)	
<input type="checkbox"/> 担当業務内容の確認や準備	
<input type="checkbox"/> 施設の休業判断(通所・通院)	
<input type="checkbox"/> 職員や利用者への周知	
<input type="checkbox"/> 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難	
<input type="checkbox"/> 家族への報告	
<input type="checkbox"/> 健康ケアとメンタル対策	
<input type="checkbox"/> 他の施設等への受入れ要請	



ここでは、土砂災害に関する避難マニュアルを事例に取り上げましたが、すでに災害時の計画を作成されております施設におかれましては、今一度、再点検していただき新たな情報を加えるなどより良い避難計画となりますよう改善に努めていただくとともに、いざという時のため、避難訓練についても実施していただきますようお願いいたします。

53

説明内容

- I 水害・土砂災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報の収集

54

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

「福井県 河川・砂防総合情報」

①福井県のホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/>



②福井県HPトップページの「災害・防災情報」をクリック



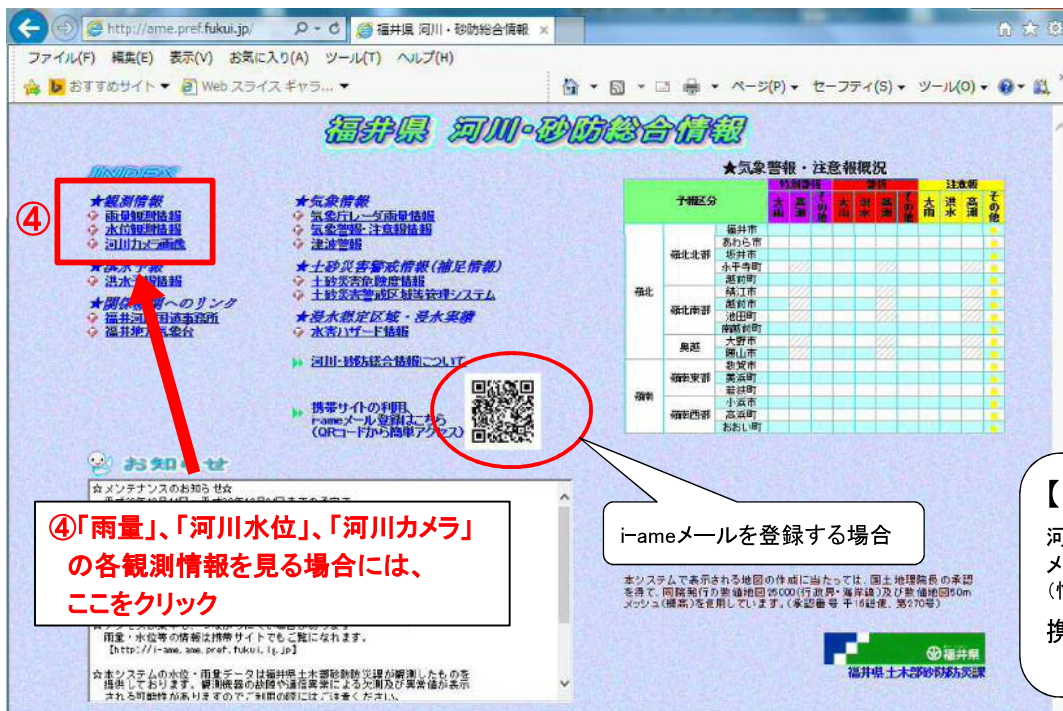
③「危機対策・防災情報ポータルサイト」の「福井県河川・砂防総合情報」をクリック

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

「福井県 河川・砂防総合情報」

福井県河川・砂防総合情報 トップページ

<http://ame.pref.fukui.jp/>



④「雨量」、「河川水位」、「河川カメラ」の各観測情報を見る場合には、ここをクリック

i-ameメールを登録する場合

本システムで表示される地図の作成に当たっては、国土地理院の承諾を得て、国産地図の膨張縮図2000(行政界・海岸線)及び膨張縮図50mメッシュ(標高)を使用しています。(承認番号:平16経産 第70号)



【i-ameメール】

河川や土砂災害の危険情報をメールでお知らせ
(情報の種類・対象市町は登録時に選択可能)

携帯・スマホ

<http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

(1) 雨量観測の情報を確認する方法

○雨量観測情報

- ・雨量観測所 124箇所
(県82、国交省28、気象台14)
- ・10分ごとに時間雨量を表示

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

(2) 水位観測の情報を確認する方法

○水位観測情報

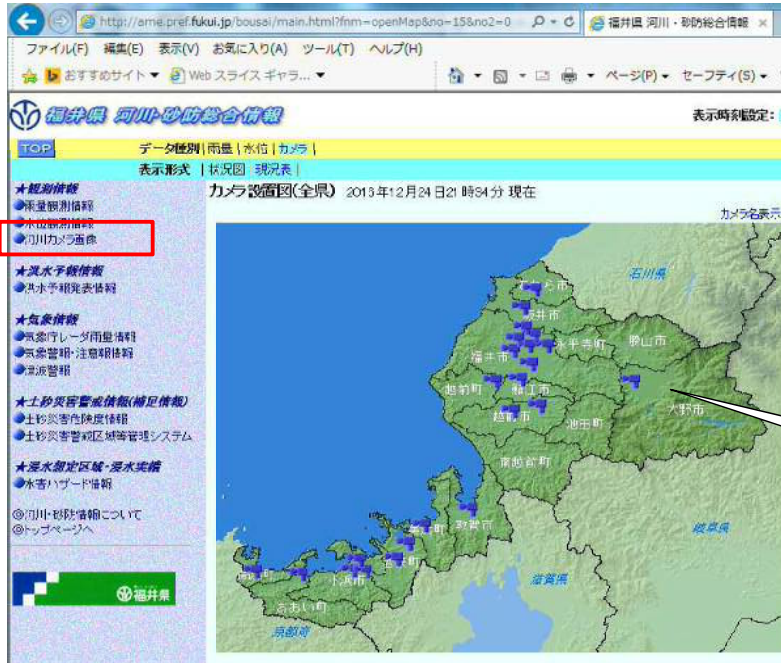
- ・水位観測所 100箇所
(県75、国交省24)
- ・10分ごとに水位情報を表示

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

(3) 河川カメラの画像を確認する方法

○ 河川カメラ画像

- ・河川カメラ 24箇所(H28年12月末現在)
(県20、国交省3、町1)
- ・10分ごとに画像を表示

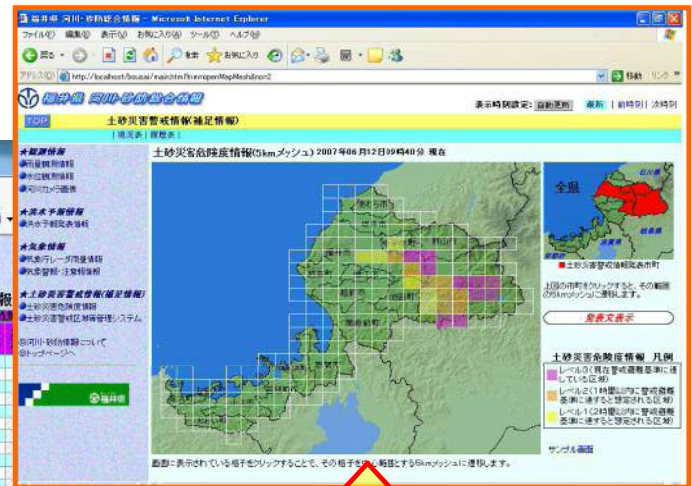
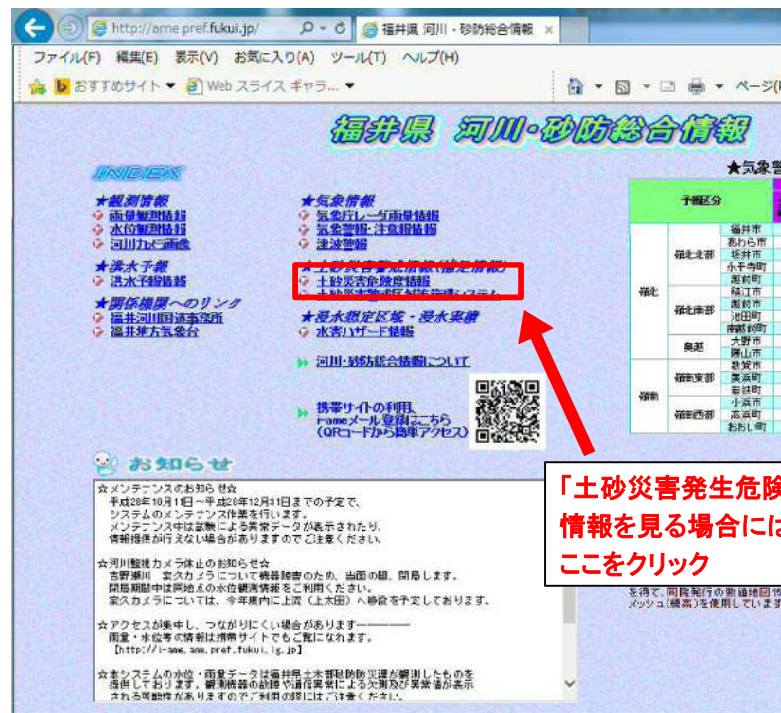


見たい川のカメラ印をクリック

土砂災害に関する情報の入手方法

(4) 土砂災害の発生危険度を確認する方法 ①

福井県河川・砂防総合情報 トップページ
<http://ame.pref.fukui.jp/>



「土砂災害発生危険度」の
 情報を見る場合には、
 ここをクリック

※河川監視カメラの停止のお知らせ
 ※アクセスが集中し、つながりにくい場合があります
 ※土砂災害発生危険度情報(土砂災害発生危険度情報)について

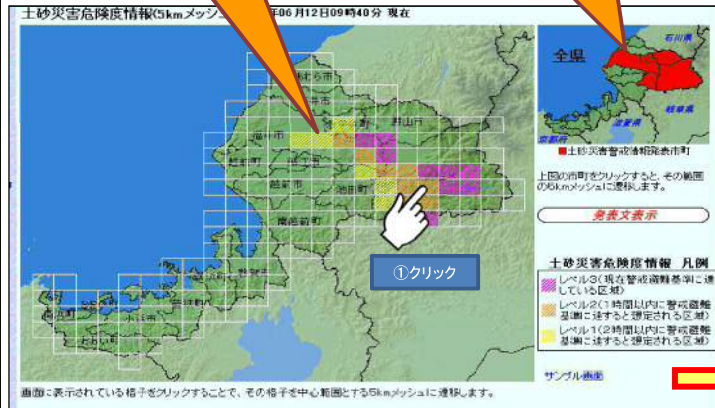
土砂災害に関する情報の入手方法

(4) 土砂災害の発生危険度を確認する方法 ②

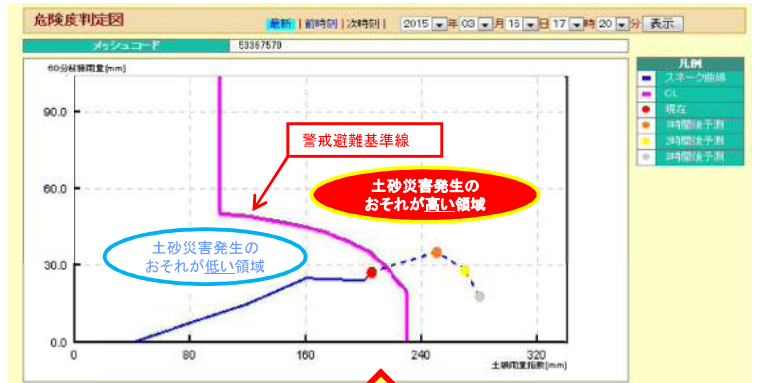
福井県土砂災害危険度情報

危険性の高い地域を3段階で表示

土砂災害警戒情報の発表市町



レベル	レベル1	レベル2	レベル3
土砂災害危険度	2時間以内に土砂災害発生のおそれあり	1時間以内に土砂災害発生のおそれあり	現在、土砂災害発生のおそれあり



雨量・河川水位等の情報入手方法

県ホームページ以外での情報提供(報道機関等との連携) ①

○データ放送

- ・NHKに、国土交通省と合同で、雨量・水位の観測情報を提供。
- ・データ放送で見ることができる。(NHKのホームページでも情報提供)



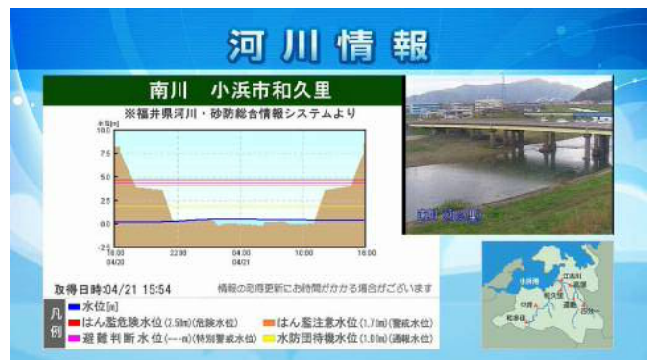
「河川・雨量情報」

NHKのデータ放送(画面イメージ)

○コミュニティ放送

- ・ケーブルテレビ局に、インターネット経由で雨量・水位の観測情報や河川監視カメラ画像を提供。
- ・コミュニティ放送で見ることができる。

〔 丹南ケーブルテレビ …… コミュニティチャンネル(データ放送)チャンネル〇 …… コミュニティ放送 〕



チャンネル〇のコミュニティ放送(画面イメージ)

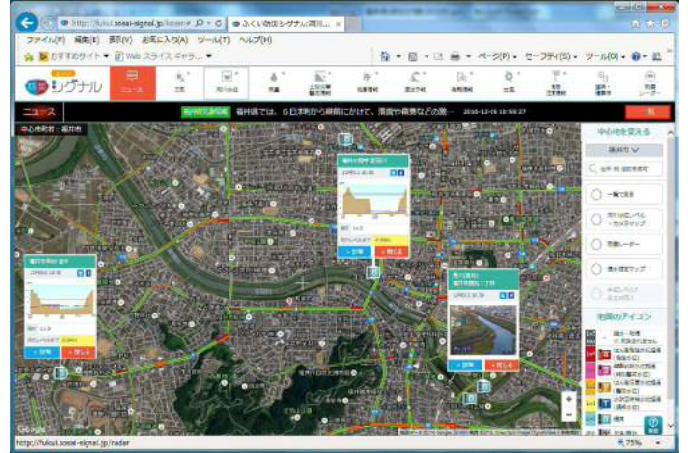
雨量・河川水位等の情報入手方法

県ホームページ以外での情報提供（報道機関等との連携） ②

県内のケーブルテレビ局が運営する防災情報サイト

→ インターネット経由で、雨量・水位情報や河川カメラ画像等を提供

- ・丹南ケーブルテレビ
『ふくい防災シグナル』
<http://fukui.bosai-signal.jp/kasen>
- ・嶺南ケーブルネットワーク
『みねっと災害防災サイト』
http://www.rcn.ne.jp/menet_disaster/



丹南ケーブルテレビ 『ふくい防災シグナル』

詳しくは、福井県砂防防災課ホームページ内に掲載
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/kasensabourenkei.html>

雨量・河川水位等に関する情報の入手方法

i-ame(アイ・アメ)メール（福井県河川・砂防総合情報メール）

携帯・スマホに 河川や土砂災害の危険情報を リアルタイムでお知らせ

配信される情報

※ 情報の種類・対象市町は登録時に選択できます。

洪水予報

県管理の5河川（足羽川、笙の川、日野川中流、竹田川、南川）について洪水の恐れが高まり、県と福井地方気象台が共同で**洪水予報**を発表したとき、メールが配信されます。

水位

観測された水位が基準に達したとき、メールが配信されます。

土砂災害警戒情報

土砂災害の恐れが高まり、県と福井地方気象台が共同で**土砂災害警戒情報**を発表したとき、メールが配信されます。

雨量

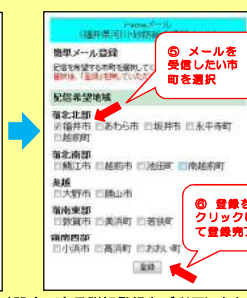
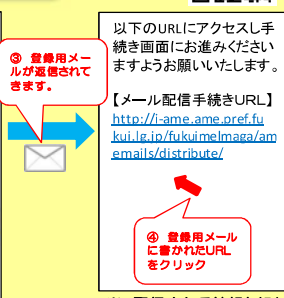
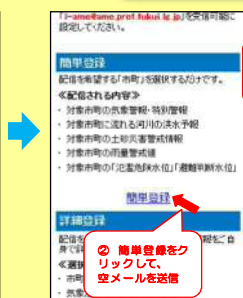
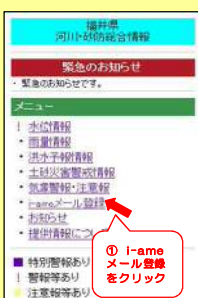
観測された雨量が警戒値に達したとき、メールが配信されます。

気象警報等

福井地方気象台が**気象注意報**、**警報**、**特別警報**を発表したとき、メールが配信されます。

登録方法

i-ameメール で検索



登録完了

※ 配信される情報を細かく設定できる詳細登録もご利用いただけます。

<http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

○水害・土砂災害に関する各種情報の入手先

統括情報(注意報・警報・特別警報等発表状況、雨量・水位・土砂災害基準値超過状況)

- 福井県 河川・砂防総合情報: <http://ame.pref.fukui.jp/>
- 福井県HP
 - ・危機対策・防災情報ポータルサイト: <http://bousai-portal.pref.fukui.lg.jp/public/index.php>

気象情報

- 気象庁HP
 - ・レーダー雨量: <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 - ・アメダス雨量: <http://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0>

土砂災害警戒情報等

- 気象庁HP
 - ・土砂災害警戒情報: <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
 - ・土砂災害警戒判定メッシュ情報: <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 福井県HP
 - ・土砂災害警戒情報(補足情報): <http://ame.pref.fukui.jp/bousai/main.html?fnm=openMapMesh&no=2>

土砂災害警戒区域に関する情報

- 福井県HP
 - ・土砂災害警戒区域等管理システム: http://sabogis.pref.fukui.jp/MRFukuiS_1/login.asp

水害に関する情報

- 福井県HP
 - ・水害ハザード情報: http://sabogis.pref.fukui.jp/FukuiF_1/login.asp

END